

■『市民活動団体』チェックシート

★団体内で再確認してみましょう！
(提出の必要はありません)

私たち(団体名) _____ は、

□1. 不特定多数の利益の増進に寄与することを目的として活動している

*「不特定多数の利益」とは、私益(自分のため)や共益(限られた仲間だけのため)ではなく、公益(社会みんなのため)であること。

「公益」活動のポイントは次の2つ。

- ① その活動が地域や社会から「求められている」かどうか
- ② 利益を受ける機会が「開かれている」かどうか



□2. 非営利の(営利を目的としていない)活動である

*「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益が上がっても組織の構成員に分配せず、活動目的を達成するための費用(人件費を含む)に充てるということ。

□3. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを“主な目的”としない活動である

□4. 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを“主な目的”としない活動である

□5. 会員が3名以上、かつ会員の1名以上が茅ヶ崎市民(在勤、在学を含む)である

□6. 定款、規約、会則など、団体の運営や活動の基本となるルール(決まり)がある

* 市で団体登録をする場合や、補助金・助成金の申請、保険などの手続きをする場合に提出を求められることがあります。文書がない場合は下記の項目を参考に作成しておきましょう。

- (1) 名称・所在地(自宅でも可)
- (2) 目的
- (3) 活動内容(事業)
- (4) 会員(種類、入退会など)・役員(選出方法、職務、任期など)の規定
- (5) 会議(意思決定の方法)について
- (6) 会計(会計年度や会計報告)に関すること
- (7) 財源(活動の財源、会費の額や集め方など)に関すること
- (8) その他団体の運営に関すること

上記1～6のすべてに☑がある団体が登録できます！

